

整理番号	19-65	事務事業名	成年後見制度利用支援事業	作成部署	保健福祉部福祉課	電話	内線811	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村弘志	課長職名	小西洋一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H14	根拠法令等	民法、老人福祉法(第32条)、知的障害者福祉法(第27条)、精神保健福祉法(第51条)、家事審判法、北広島市成年後見制度審判請求取扱要綱ほか					
" 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	平成12年の民法等の改正により、従来の禁治産・準禁治産制度に変わり成年後見制度が施行された。その中で身寄りのない方などのために、区市町村長に法定後見開始審判の申立権があたえられたので、本人の保護と自己決定の支援により福祉の向上を図るため事業を開始した。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	障がい者福祉	(第4節)
	施策	自立の支援	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	市内に在住する認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分で成年後見人等の選任が必要であるが、申立てる親族がいない方及び経済的に後見人報酬が負担できない方	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	判断能力が不十分な方に代わって、日常生活費管理、財産管理等の契約行為を行なう成年後見人等を家庭裁判所に選任してもらうための申立て支援(4親等以内の親族による申し立てが困難な場合)及び必要時に制度利用が円滑に行えるよう、制度の周知を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	申立てが必要な者の本人調査、親族確認、親族がある場合の申立て意思確認、申立書類の作成、家庭裁判所への申立て制度周知のパンフレット配付。
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	28	2	242	240
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	9	1	80	80
	合計	37	3	322	320
人件費(概算)	人数(年間)	0.10	0.10	0.10	0.10
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	900	900	900	900
総事業費 +		937	903	1,222	1,220

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	相談件数	30件	35件	50件	50件
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	申立て件数	0件	0件	1件	1件
	パンフレット購入部数	500部		500部	
	高齢者の権利と福祉シンポジウム	実施			
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	* 申立て(鑑定含む)に要する費用、後見人報酬等は裁判所の決定によるため、効率指標になじまない。				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	独居高齢者、認知症高齢者の増加に加え、介護保険、支援費制度等、高齢者、障がい者施策が措置制度から利用契約制度に移行した。そのことで福祉サービスの利用にあたり自己選択・自己決定が必要となるが、判断能力が不十分な方が適切なサービスを選択し、契約することが困難となることから、その権利擁護のため創設された制度である。制度の浸透とともに本事業の利用者も増加するものと思われる。他市町村においても同様に支援に取り組んでいる。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	親族以外で申立てができるのは、市町村長となっており、妥当である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	判断能力が不十分な方が申立てられる親族が居ない場合や経済的にも困難な場合でも、この制度を利用し権利擁護をはかれることから目的は妥当である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	審判請求の要件を審査し、家庭裁判所の定めのとおり実施している。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	利用者の資産状況等を調査し、申立て費用、後見人報酬等について本人の支弁が可能と判断した場合は、本人の資産から費用徴収するよう、申立書と併せて上申書を提出する。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	申し立てを要する者については、市長が申立人となり、成年後見人を選任し、当該高齢者の権利擁護につながっている。	理解しにくい制度であるためパンフレットや市民向け講座の企画等、制度の周知を工夫してゆく必要がある。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	申立てに要する費用等は、すべて家庭裁判所の決定による。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	今後とも、高齢や障がい等により判断が不十分な方が適切に社会福祉制度を利用していくために、成年後見制度が不可欠である。問い合わせや相談件数も増加傾向にあり、社会福祉協議会事業である地域福祉権利擁護事業と連携しながら、制度の理解、利用の支援を図っていく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり